

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画（第5回）

北海道信用金庫

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

(1) 所定外労働時間の削減推進（最終在庫時間管理制度の継続実施）

<対策>

- ①パソコン等の起動時間・終了時間・休日使用不可等の強制規制の継続実施
- ②庫内報、部店長会議、人事労務研修会の開催等による周知・啓発の実施

(2) 令和12年3月末までに、一人あたりの月間法定外労働時間を平均10時間以内にする。

<対策>

- ①庫内報、部店長会議等による周知・啓発の実施、所定外労働の実態、原因の分析等を行う
- ②職員組合との協議により、時間外労働削減を図る
- ③管理監督者の時間外労働削減意識を高める

(3) 令和12年3月末までに、男性の育児休業等及び育児目的休暇の取得率を50%以上にする。

<対策>

- ①庫内報、部店長会議等による周知・啓発の実施
- ②育児休業取得推進の他、育児のための特別休暇制度の導入を検討する

(4) インターンシップ等を通じた若年者への就労支援等の推進

<対策>

- ①各大学へ出張講義・説明会の実施
- ②小・中学生の職業体験の受け入れ
- ③大学生向けインターンシップの開催

以上